

利用者のために

1 調査の目的

全国の主要な花き卸売市場における花きの卸売数量及び卸売価額を把握し、花き栽培農家の安定的経営、市場価格の安定、流通改善対策等花き関連施策の資料を作成することを目的とする。

2 根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査の機構

農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査の期間

平成16年1月から12月までの1年間について毎月実施した。

5 調査の範囲と調査対象

全国の花き卸売市場の卸売会社とした。

6 調査客体

都道府県ごとに、切り花、鉢ものをそれぞれについて、その取扱金額の多い方から順に全体の取扱金額のおおむね80%をカバーするまでの市場のすべての卸売会社を調査客体とした。

ただし、中央卸売市場の卸売会社は取扱金額にかかわらず、すべてを調査客体とした。

7 調査事項

(1) 調査品目

切り花類20品目18小品目、鉢もの類15品目17小品目及び花壇用苗もの類5品目とし、下表のとおりである。

切り花類 (20品目18小品目)		鉢もの類 (15品目17小品目)		花壇用苗もの類 5品目
きく	洋ラン類	きく	ファレノブシス	パンジー サルビア マリーゴールド ペチュニア その他の花壇用苗もの類
輪ぎく	シンビジウム	シクラメン	観葉植物	
輪ぎく(輸入)	シンビジウム(輸入)	プリムラ類	スパティフィラム	
スプレイぎく	デンファレ	ジュリアン	ポトス	
スプレイぎく(輸入)	デンファレ(輸入)	ポリアンサ	しだ類	
小ぎく	オンシジウム	ベゴニア類	ドラセナ類	
小ぎく(輸入)	オンシジウム(輸入)	リーガース	ベンジャミン	
カーネーション	宿根かすみそう	カーネーション	花木類	
カーネーション(輸入)	アルストロメリア	サイネリア	ハイドランジア	
ばら	ガーベラ	ゼラニウム	アザレア	
ばら(輸入)	スイートピー	セントポーリア	ハイビスカス	
ゆり	チューリップ	にちにちそう	ポインセチア	
ゆり(輸入)	りんどう	りんどう	その他の鉢もの類	
鉄砲ゆり	デルフィニウム	サボテン・多肉植物		
ストック	その他の切り花類	カラコエ		
スターチス	切り葉	洋ラン類		
トルコギキョウ	切り葉(輸入)	シンビジウム		
フリージア	切り枝	デンドロビウム		
グラジオラス	切り枝(輸入)	デンファレ		

なお、以下の品目は、平成16年1月分より追加した。

切り花類・・・ゆり（輸入）、シンビジウム（輸入）、デンファレ（輸入）、
オンシジウム（輸入）、切り葉（輸入）、切り枝（輸入）

(2) 調査項目

品目別の卸売数量及び卸売価額とした。

なお、卸売価格（消費税を含む。）は、卸売価額を卸売数量で除して算出した。

8 調査方法

職員による調査協力者に対する面接・聞き取り及び調査対象卸売会社の売上伝票等関係諸帳簿の閲覧、調査協力者が作成した花き卸売市場調査票の内容を収録したフレキシブルディスク(FD)を職員が収集する方法により調査した。

9 調査の取りまとめ

(1) 月別結果は、卸売数量、卸売価額とも調査客体の結果を合計して市場ごとに算出した。

(2) 年計値の算出方法は、以下のとおりである。

ア 都道府県計

都道府県ごとの計については、月別の調査結果を合計して算出した年間合計値に基づき、以下の推定方法により取りまとめた。

[卸売数量の推定方法]

年間の卸売数量＝調査客体の年間の卸売数量合計×推定係数

ただし、推定係数は5年毎に作成する「花き卸売市場一覧表」により次のように算出した。

$$\text{推定係数} = \frac{\text{年間の卸売数量}}{\text{調査客体の年間の卸売数量合計}}$$

[卸売価額の推定方法]

卸売数量の推定方法のうち卸売数量を卸売価額に代えて推定した。

イ 中央卸売市場計

中央卸売市場ごとの月別の調査結果を合計して算出した。

ウ 全国計

都道府県計を合計して算出した。

(3) 各都道府県計及び中央卸売市場計については、卸売市場の開設、閉場等による卸売数量及び卸売価額の増減が含まれている。

(4) 内訳品目のあるものについては、切り花類のきくを除き代表的な品目としたため、内訳品目の積み上げ値と品目計とは一致しない。

10 用語の定義

(1) 花き卸売市場

ア 花き卸売市場とは、花きを卸売業者が生産者若しくは生産者の団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は売買参加者（小売店等）に対しせり売、入札又は相対取引の方法で建値を行って卸売行為を行うために消費地に開設されている市場をいう。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき地方公共団体が農林水産大臣の許可を受けて開設している市場をいう。平成16年12月末現在、花きを取扱品目としている中央卸売市場は次の20市場である。

釧路市、青森市、八戸市、仙台市、秋田市、福島市、いわき市、東京都、横浜市、川崎市、富山市、福井市、神戸市、岡山市、広島市、高松市、松山市、佐世保市、宮崎市、沖縄県

(2) 主要卸売市場

主要卸売市場とは、各都道府県において、切り花類、鉢もの類（花壇用苗もの類を含む。）に関して、それぞれ取扱金額のおおむね80%までを占める上位の卸売市場及びすべての中央卸売市場をいう。

(3) 卸売会社

卸売会社とは、生産者、生産者の団体又は集出荷業者等から花きの販売の委託を受け又は買い受けて、花きの卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、花き卸売市場でせり売、入札又は相対取引の方法で売りさばかれた数量（転送を除く。）であり、切り花類、花壇用苗もの類は本、鉢もの類は鉢を単位とした。

(5) 卸売価額

卸売価額とは、卸売数量に対応する金額をいう。

11 記号の表示

表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」……………事実のないもの

「…」……………事実不詳又は調査を欠くもの

「0」……………単位に満たないもの

12 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 流通動向第1班

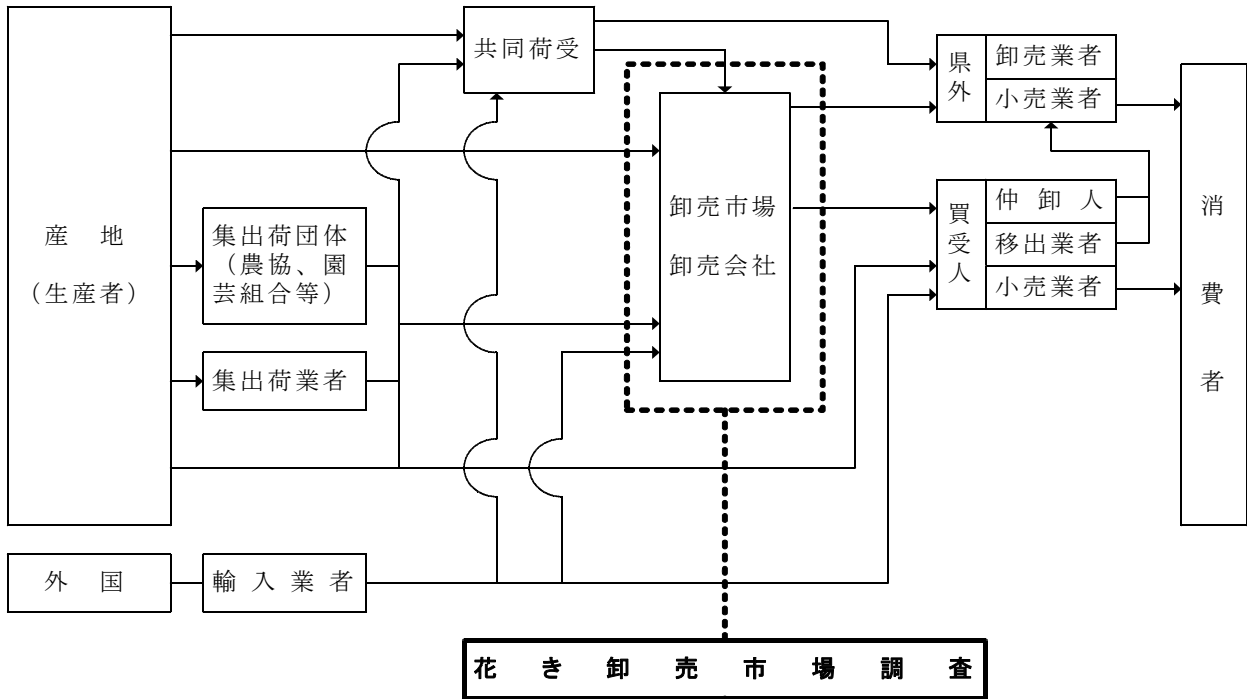
電話(代表) 03(3502)8111 内線2874

(直通) 03(3501)2747

花きの主な流通経路と花き卸売市場調査の体系

〔生産段階〕 〔集出荷段階〕 〔卸売段階〕 〔小売段階〕 〔消費段階〕

切り花市場



鉢ものの市場

